

個別の教育支援計画等作成に伴う留意事項

I 作成による好事例(作成の意義)

県内には学校園間の縦軸の連携、学校と関係機関の横軸の連携による適切な支援ができた好事例が多くあります。

- ・幼稚園での支援や保護者のニーズ等の情報が小学校に引き継がれ、円滑な移行と一貫した支援が継続できたケース
- ・個別の指導計画を通常学級の担任と特別支援教育コーディネーターがともに作成し、校内LANでの記録の共有により個別の取り出し指導につながったケース
- ・特別支援学校や関係機関との連携により適切な進路決定につながったケース

II 使い方の例

- 1 校内委員会で行うケース会や保護者との懇談時に基礎資料として、提供し、情報共有のツールとして活用します。
- 2 学校が、特別支援学校、児童相談所、発達障害者支援センター、進学先の学校等、関係機関に持参し、個別の教育支援計画を介したケース会議や専門的助言を得る際に活用します。また、その際のケース会議の記録としても活用します。(親同伴を含む)
- 3 保護者が、学校での学習や支援の状況を児童相談所、病院、相談機関等関係機関と相談する際に持参し、専門家の助言を得る際に活用します。

II 様式の記入について

児童生徒の指導支援に必要な事項について記入してください。

作成時に全てを記入することよりも、実際に児童生徒に必要な支援をして中で追加・修正していくことが大切です。

Ⅲ 保護者の作成同意について

個別の教育支援計画は、本来保護者と協働し、学校卒業後まで支援をしていくことを目的に作成するものなので、了解を得ずに作成することは望ましくありません。しかしながら、個別の教育支援計画は別紙様式 A-1 のように当該児童生徒に関するフェイスシートの役割を担っているので、家庭からの聴取や提出書類等をもとに校内で必要な支援についての記録として記入しておき、作成の同意に向けて、保護者の理解を求めていくことが望ましいです。

*個別の指導計画は学習指導に関わる計画であり、校内で情報共有していくことを目的とするため、保護者の了解の有無に関わらず作成が必要です。

1 他機関等との連携をする必要が生じているが、保護者が個別の教育支援計画の作成活用についての理解が得られていない場合

何らかの資料提供は必要になります。その資料として個別の教育支援計画の様式を用いて作成した指導計画やケース会議の記録等の情報提供をする必要が生じる場合がありますが、その際には、保護者の理解が得られていないことをはじめに断りをしておく必要があります。

他機関との連携のために必要な情報について個別の教育支援計画等何らかの資料を用いて行うことが必要です。

2 保護者の理解がない場合に、中学校から高等学校へというように個別の教育支援計画を提供することについて

まずは、提供できるように働きかけていきましょう。

高等学校合格後に、保護者や中学校が進学先の高等学校に対して、中学校での支援や必要な情報を記載した個別の指導計画等により、必要な引継ぎをすることとなっています。

ただし、個別の教育支援計画については、基本的に保護者とともに作成するものなので、保護者に理解を得て提供できるよう働きかけ、情報連携を進めていきましょう。

IV 現在作成している様式を新しく示した県の様式に変更する必要について

県で新しく示した様式は、個別の教育支援計画、個別の指導計画、ケース会議の記録を一つの様式にまとめ、より簡便に活用しやすいようにするために作成しました。現在の様式で活用したい場合は、引き続き活用してください。例えば、小学校から中学校へというように学校種が変わる時には、今までの様式を使用するか、県の示す新たな様式を使用するかを検討ください。

V 個別の教育支援計画等の取扱いについて

これまで、国や県の体制整備状況調査等、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成状況を把握する調査において、それぞれの計画について、別々に調査回答しておりました。平成 27 年度以降については、個別の教育支援計画も個別の指導計画のいずれも情報連携のツールであることから「個別の教育支援計画等」と含めて整理することとし、いずれか 1 つを作成している場合は、「個別の教育支援計画等」を作成していることとします。

VI 個別の教育支援計画等の新様式（別紙参照）

小・中学校については、それぞれ様式・記入方法・記入例を示していますので参考にしてください。なお、作成上の質問等がある際は、次によりお問い合わせください。

問い合わせ先

岡山県総合教育センター 特別支援教育部 0866-56-9106

岡山県教育庁特別支援教育課 086-226-7912